

# 2021年4月から 育児休業による保険料免除期間を 2歳までに延長します

～育児休業期間保険料免除制度をご利用ください～

- 女性組合員<sup>\*</sup>の育児休業期間中の保険料が免除されます。  
※事業主、役員、一人親方として加入されている方は対象になりません。
- 子の1歳の誕生日（最長2歳<sup>\*</sup>）まで免除されます。  
※特別な事情がある場合（保育所に入所できない、または子の養育を行っている組合員の配偶者のやむを得ない事情により養育が困難と国保組合が認めたとき）

## ● 対象者

事業所に雇用されている方、外注としての手間請けの方（保険料区分が第3・4・5・6・7種）の女性組合員で、1歳未満（特別な事情がある場合は最長で2歳に達するまで）の子を養育するために休業している方。

## ● 保険料免除期間

国保組合に組合員として加入してから1年経過後の1歳未満（特別な事情がある場合は最長で2歳に達するまで）の子を養育するための育児休業期間のうち、育児休業開始月から終了(予定)日の翌日の属する月の前月まで。

## ● 申請時期

育児休業期間中に申請してください。  
休業に入る前に申請することはできません。

## ● 申請方法

### 【提出先】

所属の支部

### 【必要書類】

- 育児休業保険料免除申請書  
（延長する場合は、育児休業保険料免除期間延長申請書）
- 休業証明(就業実態によって異なります)

## ご注意

- 免除申請には期限があります。

2019年4月から2020年3月分の申請の締め切りは、2021年4月末です。  
2019年度中に育児休業を取得された方は、お早めに申請してください。

- 1歳6か月～2歳までの育児休業保険料免除は、2021年度（2021年4月）以降の保険料が対象になります。

2020年度中から引き続いて育児休業を取得されている方でも、免除の対象になるのは2021年4月分からになります。

【例】 出産日：2019年8月8日

休業の種類	休業期間	保険料免除月
産前産後休業	2019.6.28～ 2019.10.3	2019.6～2019.9
育児休業①（1歳まで）	2019.10.4～ 2020.8.7	2019.10～2020.7
育児休業②（1歳～1歳6か月まで）	2020.8.8～ 2021.2.7	2020.8～2021.1
育児休業③（1歳6か月～2歳まで）	<u>2021.2.8</u> ～ 2021.8.7	<u>2021.4</u> ～2021.7

例では、2021年2月から育児休業③を取得していますが、免除制度の開始が2021年度のため、2020年度（2021年2月、3月分）の保険料は免除対象の期間外となります。

2021.1	2021.2	2021.3	2021.4	2021.5・・・
<div style="border: 2px solid black; background-color: #f8d7da; padding: 10px; text-align: center;">                     2021年2月、3月 保険料は お支払いいただきます                 </div>			→2歳までの延長制度開始	
			育児休業③ 免除：2021.4～2021.7：	
育児休業② 免除：2020.8～2021.1				

くわしくは、

所属支部または東京土建国保資格課(03-5348-2988)までお問合せください。